

# 大阪狭山市の給与・定員管理等について

## 1 総括

### (1) 人件費の状況（普通会計決算）

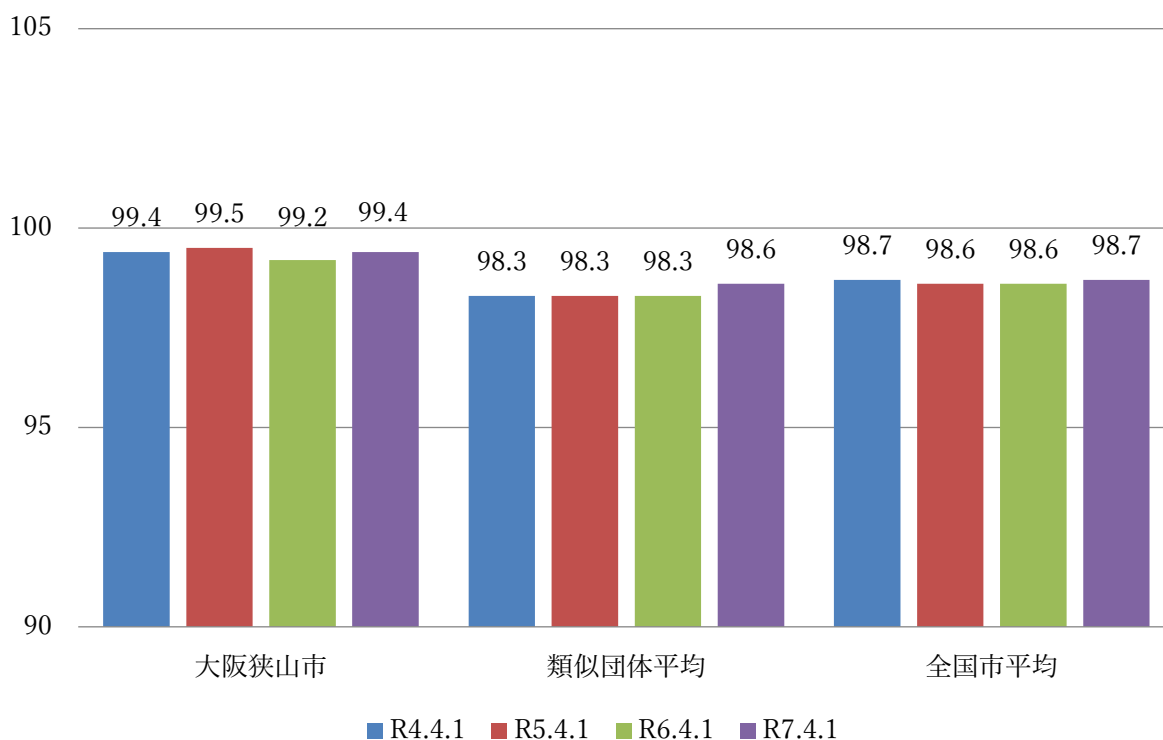
区分	住民基本台帳人口 (令和7年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) R5年度の 人件費率
R6年度	人 57,746	千円 23,926,293	千円 59,537	千円 3,845,943	% 16.1	% 15.1

### (2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与				一人当たり 給与費 B/A	(参考) 類似団体平均 一人当たり 給与費
		給料	職員手当	期末・ 勤勉手当	計 B		
R6年度	320人	千円 1,238,762	千円 410,853	千円 595,295	千円 2,244,910	千円 7,016	千円 6,391

- (注) 1 職員手当には退職手当を含んでいません。  
 2 職員数については、6年4月1日現在の人数です。また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含んでいません。  
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれていますが、会計年度任用職員の給与費は含まれていません。

### (3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数です。
- 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。
- 3 ラスパイレス指数（地域手当補正後ラスパイレス指数を含む）の算出に当たっては、60歳に達した日後の最初の4月1日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の7割水準に設定される職員を除いています。

#### (4) 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備（給与制度のアップデート）の実施状況について

【概要】国家公務員給与においては、行政職俸給表(一)において3級から7級までの初号近辺の号俸をカットし、これらの級の初号の俸給月額の引上げを行うとともに、8級から10級の隣接する級間での俸給月額の重なるの解消等を行っています。その他、各種手当について見直しを行っています。

##### ①給料表の見直し

[ 実施 ]

実施内容（実施（実施予定）時期、具体的な実施内容（未実施の場合には、その理由））

（給料表の改定実施時期）令和7年4月1日

（内容）一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、3級から7級までの初号近辺の号俸をカットし、これらの級の初号の給料月額の引上げを行うとともに、8級に隣接する級間での給料月額の重なるの解消等を実施。

##### ②地域手当の見直し

実施内容（国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合）

（支給割合）国基準12%に対し、大阪狭山市においても12%を支給。

（実施時期）令和7年4月1日より実施。段階的に支給割合を引き下げることとし、令和7年4月1日時点は14%、令和8年4月1日からは13%を支給。

（参考）

	各年度の支給割合		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
国基準による支給割合	15%	14%	13%
大阪狭山市の支給割合	15%	14%	13%

##### ③その他の見直し内容

扶養手当、通勤手当、及び管理職員特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施。

（令和7年4月1日実施）

## 2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

### (1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(令和7年4月1日現在)

#### ① 一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
大阪狭山市	40.5歳	325,670円	443,041円	411,219円
大阪府	41.3歳	323,086円	434,367円	382,395円
国	41.9歳	332,237円	—	414,480円
類似団体	41.7歳	323,640円	410,439円	373,596円

#### ② 技能労務職

区 分	公 務 員					民 間		
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)
大阪狭山市	53.9歳	12	372,725円	458,833円	447,088円	—	—	—
うち清掃職員	52.7歳	7	379,457円	472,928円	454,728円	廃棄物処理業 (男女)	48.0歳	320,600円
うち学校給食員	—	—	—	—	—	—	—	—
うち用務員	55.6歳	5	363,300円	439,100円	436,392円	他に分類され ない運搬・ 清掃・包装等 従事者	49.0歳	251,000円
大阪府	54.3歳	385	296,155円	370,031円	341,912円	—	—	—
国	51.3歳	1,703	294,567円	—	337,907円	—	—	—
類似団体	52.8歳	—	324,186円	382,285円	358,506円	—	—	—

区 分	参 考			
	年収ベース(試算値)の比較			
	A/B	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
大阪狭山市	—	—	—	—
うち清掃職員	1.48	7,936,577円	4,457,900円	1.78
うち学校給食員	—	—	—	—
うち用務員	1.75	7,449,575円	3,395,700円	2.19

※民間データは、「賃金構造基本統計調査」(賃金センサス)において公表されているデータを使用しています。(令和4年から令和6年までの3か年平均)

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。

※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を1.2倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値です。

③ 教 育 職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
大阪狭山市	43.5歳	343,206円	442,375円
大 阪 府	39.3歳	362,047円	441,023円
類似団体	42.3歳	329,711円	388,647円

(注) 1 「平均給料月額」とは、令和6年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均です。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。

また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（時間外勤務手当等を除いたもの）で算出しています。

(2) 職員の初任給の状況（令和7年4月1日現在）

区 分		大阪狭山市	大 阪 府	国
一般行政職	大 学 卒	225,600円	227,100円	220,000円
	高 校 卒	194,500円	192,900円	188,000円
技能労務職	高 校 卒	—	201,467円	—
教 育 職	大 学 卒	225,600円	254,800円	—
	高 校 卒	194,500円	—	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（令和7年4月1日現在）

区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	290,356円	352,175円	—	—
	高校卒	—	—	—	393,525円

(注) 1 経験年数とは、卒業後直ちに採用され引き続き勤務している場合は、採用後の年数をいい、それ以外の場合は、就職前の職務経験年数を換算し、在職年数に加算した年数をいいます。

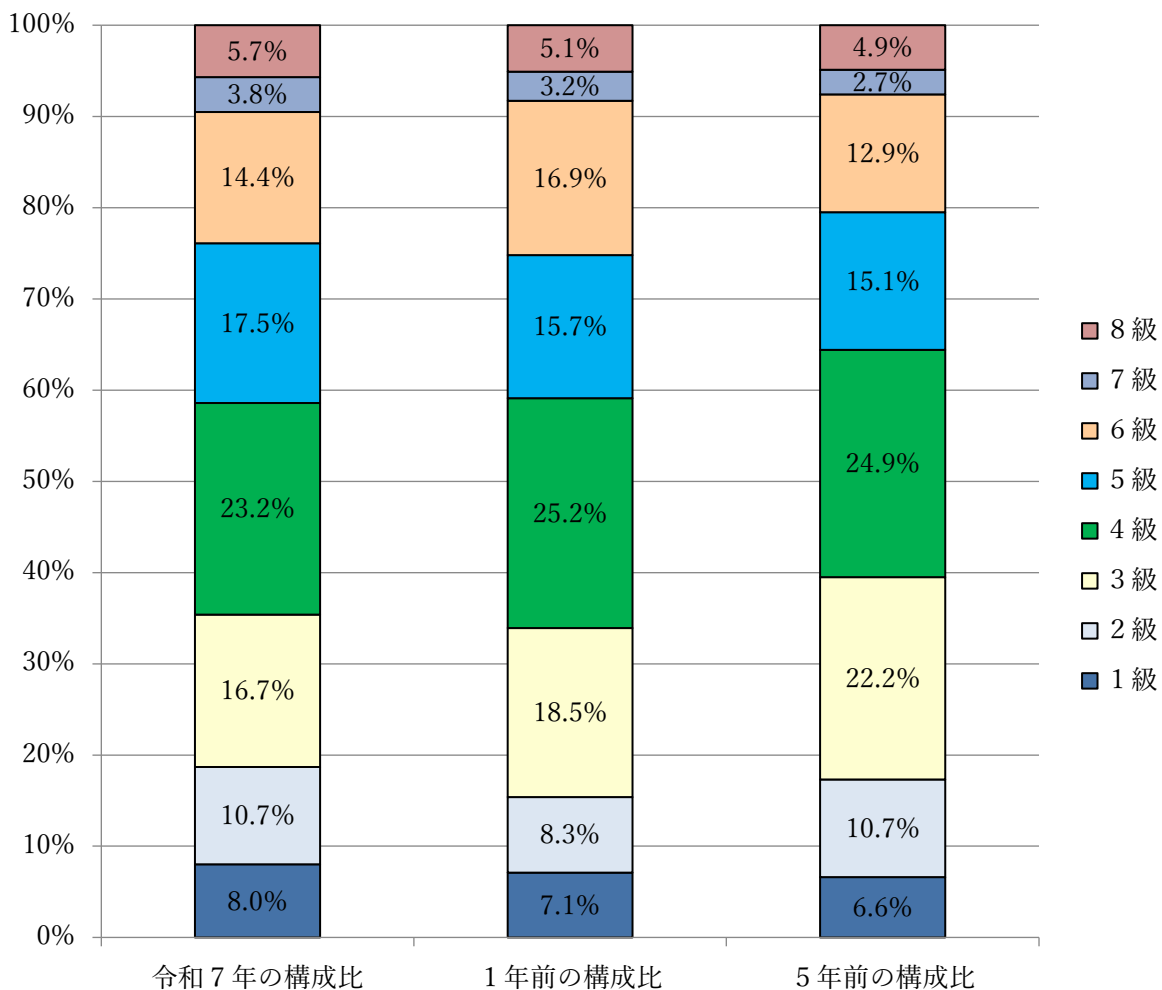
2 各階層別の該当職員数が3人以下の場合、記載を省略しています。

### 3 一般行政職の級別職員数等の状況

#### (1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和7年4月1日現在）

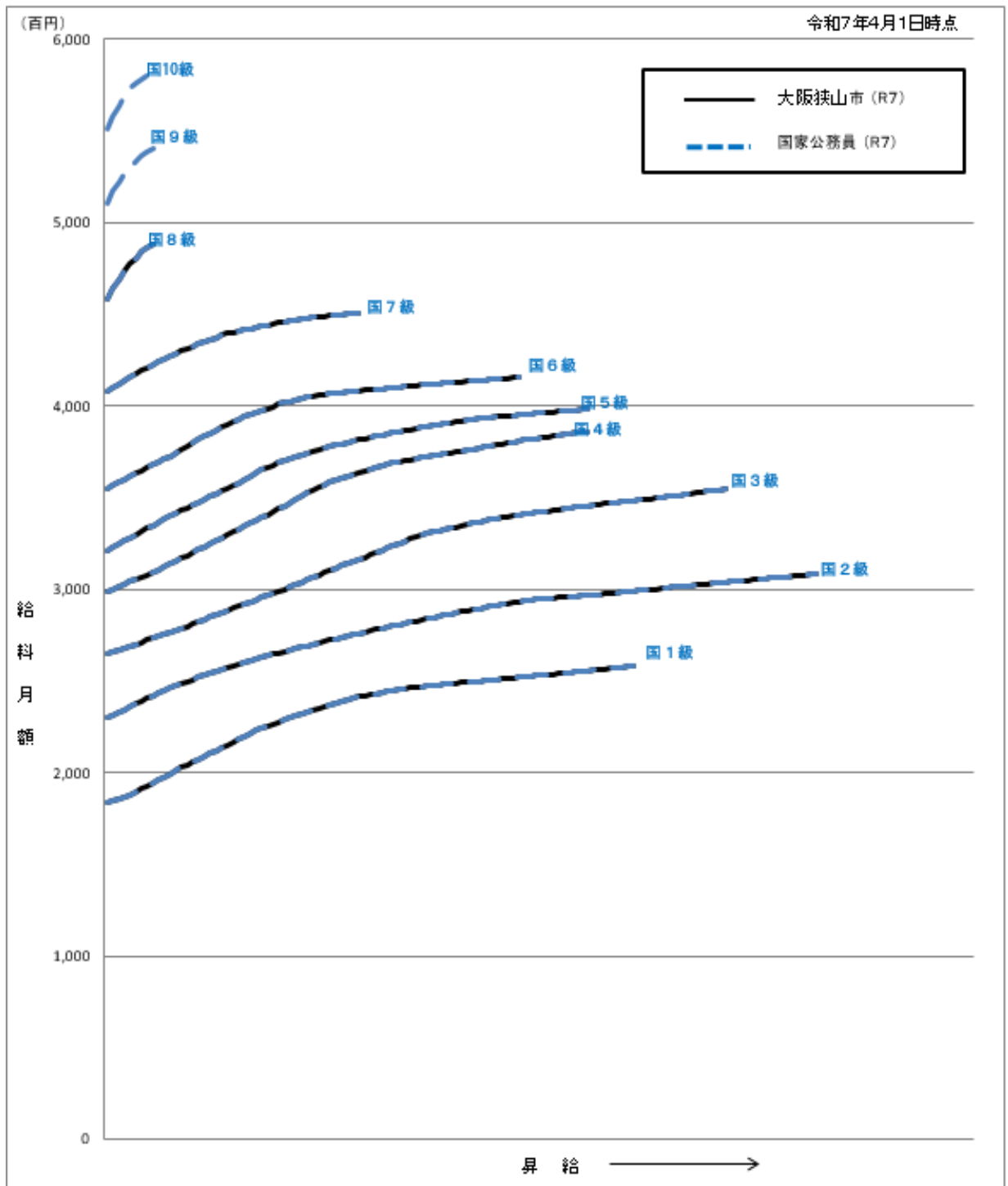
区分	標準的な職務内容	1号給の給料月額（円）	最高号給の給料月額（円）	職員数	構成比
1級	主事補	183,500	258,100	21人	8.0%
2級	主事	230,000	308,500	28人	10.7%
3級	主任	265,300	354,700	44人	16.7%
4級	主査	298,800	386,100	61人	23.2%
5級	課長補佐・主幹	321,300	398,200	46人	17.5%
6級	課長	355,200	415,700	38人	14.4%
7級	次長	408,300	450,900	10人	3.8%
8級	部長	458,300	488,500	15人	5.7%
計				263人	100.0%

- (注) 1 市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。  
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



(注) 平成26年に7級制から8級制に変更しています。

(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和7年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（一般行政職）（大阪狭山市）

令和7年度中における運用		管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している					
活用している昇給区分		昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分					
上位、標準の区分					
標準、下位の区分					
標準の区分のみ（一律）					
ロ. 人事評価を活用していない		○		○	
活用予定時期		未定		未定	

**4 職員の手当の状況**

(1) 期末手当・勤勉手当

大阪狭山市	大阪府	国
1人当たり平均支給額 (R6年度) 1,814千円	1人当たり平均支給額 (R6年度) 1,875千円	-
(R6年度支給割合) 期末手当 2.50月分 勤勉手当 2.10月分 (1.40月分) (1.00月分)	(R6年度支給割合) 期末手当 2.50月分 勤勉手当 2.10月分 (1.40月分) (1.00月分)	(R6年度支給割合) 期末手当 2.50月分 勤勉手当 2.10月分 (1.40月分) (1.00月分)
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) ( )内は、暫定再任用職員に係る支給割合です。

【参考】 勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）（大阪狭山市）

令和7年度中における運用		管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している		○		○	
活用している成績率		支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率		○		○	
上位、標準の成績率					
標準、下位の成績率					
標準の成績率のみ（一律）			○		○
ロ. 人事評価を活用していない					
活用予定時期					

(2) 退職手当（令和7年4月1日現在）

大阪狭山市			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度	47.709 月分	47.709 月分	最高限度	47.709 月分	47.709 月分
調整率	83.7/100		調整率	83.7/100	
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 勤続25年以上で、定年前6月を超え15年以内の退職者に対し、定年前1年につき2%加算（最大30%）			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 勤続20年以上で、定年前6月を超え15年以内の退職者に対し、定年前1年につき3%加算（最大45%）		
1人当たり 平均支給額			1人当たり 平均支給額		
		9,269千円			22,799千円

- (注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和6年度に退職した職員に支給された平均額です。  
 2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含みます。

(3) 地域手当（令和7年4月1日現在）

支給実績（R6年度決算）			219,064千円
支給職員1人当たり平均支給年額（R6年度決算）			611,911円
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	国の制度（支給割合）
全地域	14%	358人	14%

4) 特殊勤務手当（令和7年4月1日現在）

支給実績（R6年度決算）		1,342千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（R6年度決算）		38,351円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（R6年度）		9.8%		
手当の種類（手当数）		7種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績（R6年度決算）	左記職員に対する支給単価
市税等徴収手当	税務G・保険年金G・高齢者福祉G・経営総務Gに所属する職員	市税、国民健康保険料、介護保険料又は下水道使用料を徴収するため実地に訪問しての納入の督促及び徴収事務	実績なし	日額 200円

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (R6年度決算)	左記職員に対する支給単価
社会福祉事務手当	(1) 生活援護Gに所属する職員  (2) 福祉政策G・高齢者福祉G・子ども政策部に所属する職員	(1) 生活保護法の規定に基づく被保護者又は要保護者の住居等を訪問しての実地調査又は指導業務 (2) 上記以外で、援護、育成又は更生の措置を要する者等の家庭を訪問し、これらの者に面接し本人の環境等を調査し、保護その他の措置の必要の有無及びその種類を判断し本人に対し生活指導を行う等の業務	253.8千円  実績なし	日額 300円  日額 200円
行旅病人等収容護送手当	(1)、(2)生活援護Gに所属する職員	(1) 行旅病人の収容又は護送 (2) 行旅死亡人の収容又は護送	実績なし	1件 500円 1件 3,000円
死獣処理手当	生活環境G・公園緑地Gに所属する職員	犬、猫その他これらに類するものの死体の処理作業	208.5千円	1件 500円
感染症防疫作業手当	健康推進Gに所属する職員	感染症の予防消毒作業	実績なし	1回 500円
危険手当	(1) 生活環境G・道路Gに所属する職員 (2) 教育政策G（技能職員）・公園緑地Gに所属する職員 (3) まちづくり推進部に所属する職員	(1) 交通を遮断することなく道路上で行う作業 (2) 毒物及び劇物取締法に規定する薬品等を使用して行う作業 (3) 地上5メートル以上の足場の不安定な箇所で行う作業	880千円	(1)及び(2) 日額 500円  (3) 1回 500円
下水処理作業手当	下水道・水路Gに所属する職員	管渠等での汚水、汚泥等のしゅんせつ搬出作業	実績なし	1回 500円

#### (5) 時間外勤務手当

支給実績 (R6年度決算)	71,524千円
職員1人当たり平均支給年額 (R6年度決算)	312千円
支給実績 (R5年度決算)	67,794千円
職員1人当たり平均支給年額 (R5年度決算)	279千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(令和6年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含みます。

(6) その他の手当（令和7年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (R6年度決算)	支給職員 1人当たり 平均支給年額 (R6年度決算)
扶養手当	配偶者（給料表7級以下職員） 3,000円 （給料表8級 職員） 支給しない 子 11,500円 父母等（給料表7級以下職員） 6,500円 （給料表8級 職員） 3,500円 16歳から22歳の子がある場合の加算額 1人につき 5,000円	同じ		35,090千円	252,444円
住居手当	借家・借間居住者 家賃が16,000円を超え27,000円まで 家賃額に応じて最高11,000円 家賃が27,000円を超える場合 家賃額に応じて最高28,000円	同じ		24,969千円	280,550円
通勤手当	交通機関等利用者 運賃が150,000円以下については運賃相当額（新幹線鉄道等の特別料金についての規定なし） 自動車等交通用具使用者 距離に応じて2,000円～31,600円	異なる	新幹線鉄道等の特別料金も支給限度額の範囲内で全額支給	26,710千円	94,383円
管理職手当	管理・監督の職にある職員の役職に応じて 40,000円～80,000円	—		69,196千円	596,516円
休日勤務手当	休日勤務1時間につき勤務1時間当たりの給与額に100分の135を乗じて得た額	同じ		実績なし	実績なし

## 5 特別職の報酬等の状況（令和7年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額		額 等	
給 料	市 長 副 市 長	(減額後)	(減額前)	(参考) 類似団体における最高／最低額	
		630,000円	900,000円	1,120,000円	510,000円
		646,000円	760,000円	934,000円	614,600円
報 酬	議 長	551,000円		757,000円	400,000円
	副 議 長	494,000円		670,000円	326,000円
	議 員	475,000円		606,000円	303,000円
地 域 手 当	市 長 副 市 長	(令和6年度支給割合) 11%			
期 末 手 当	市 長 副 市 長	(令和6年度支給割合) 4.10月分			
	議 長 副 議 長 議 員	(令和6年度支給割合) 4.10月分			
退 職 手 当	市 長 副 市 長	(算定方式)		(1期の手当額)	(支給時期)
		給料月額×38/100×在職月数		11,491千円	任期ごと
		給料月額×26/100×在職月数		8,062千円	任期ごと
		※減額措置あり 市 長：R5.4.27に市長の職にあった者に支給する同日を含む任期に係る退職手当については不支給 副市長：算出額からその100分の30に相当する額を減じた額とする			

(注) 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額です。

## 6 職員数の状況

### (1) 部門別職員数の状況と主な増減理由（各年4月1日現在）

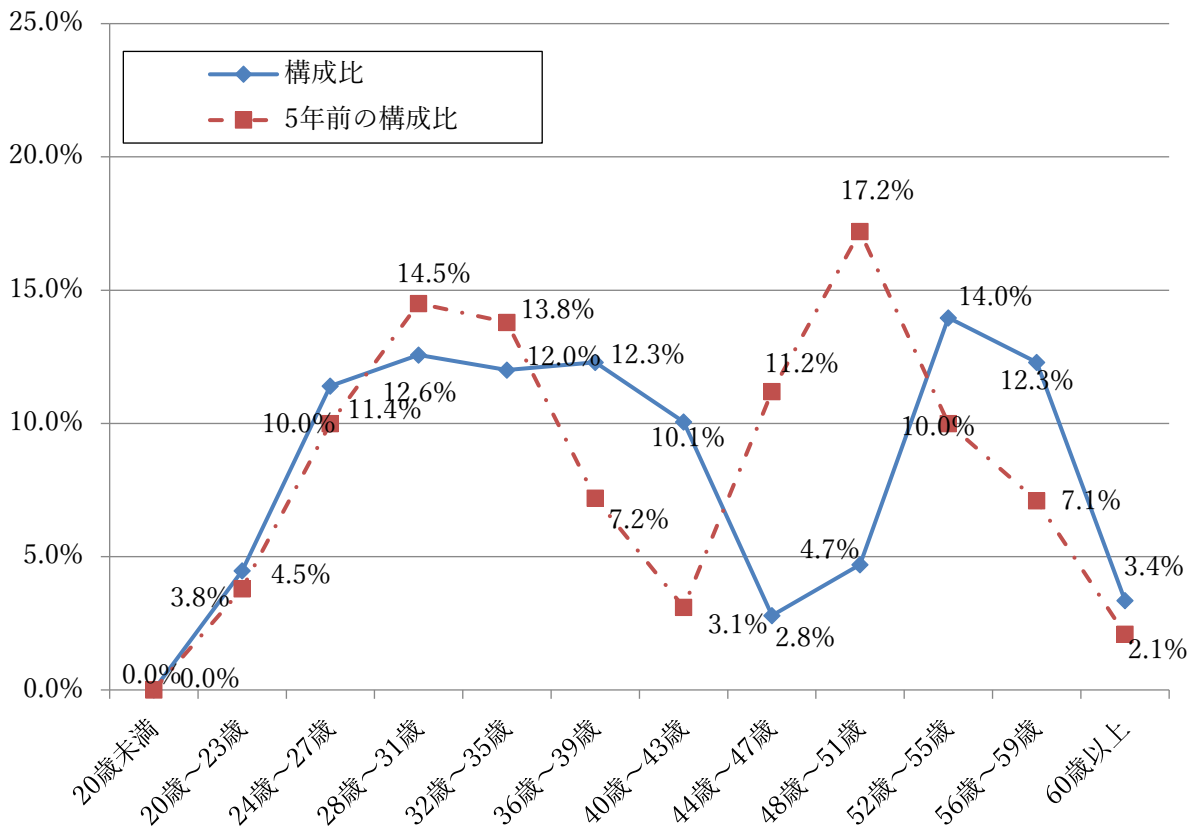
部門		区分	職員数		対前年 増減数	主な増減理由
			R6年	R7年		
普通 行 政 部 門	一般	議会	5	5	0	デジタル化関連（1）・欠員補充（2） ・業務量増（3）
		総務	87	93	6	
		税務	21	21	0	
		労働	1	1	0	
		民生	79	82	3	
		衛生	29	30	1	
		農林水産	3	3	0	
	計	商工	3	3	0	
		土木	28	28	0	
		小計	256	266	10	<参考> 人口1万当たり職員数 46.06人 (類似団体の人口1万当たり職員数 52.48人)
教育部門		64	63	△1	欠員不補充（△1）	
小計		320	329	9	<参考> 人口1万当たり職員数 56.97人 (類似団体の人口1万当たり職員数 65.90人)	
公 営 企 業 等 会 計 部 門	下水道		10	10	0	
	その他		19	19	0	
	小計		29	29	0	
合計			349 [381]	358 [381]	9	<参考> 人口1万当たり職員数 62.00人

(注) [ ] 内は、条例定数の合計です。

### (2) 年齢別職員構成の状況（令和7年4月1日現在）

区分	20歳 未満	20歳 ～ 23歳	24歳 ～ 27歳	28歳 ～ 31歳	32歳 ～ 35歳	36歳 ～ 39歳	40歳 ～ 43歳	44歳 ～ 47歳	48歳 ～ 51歳	52歳 ～ 55歳	56歳 ～ 59歳	60歳 以上	計
職員数	0人	16人	41人	45人	43人	44人	36人	10人	17人	50人	44人	12人	358人

(3) 職員数の推移（各年4月1日現在）



部門別	年 度						過去5年間の増減数(率)
	R2年	R3年	R4年	R5年	R6年	R7年	
一般行政	241	252	256	263	256	266	25 (10.4%)
教育	61	62	62	62	64	63	2 (3.3%)
消防	74	0	0	0	0	0	△74 (△100%)
普通会計計	376	314	318	325	320	329	△47 (△12.5%)
公営企業等会計計	44	29	29	29	29	29	△15 (△34.1%)
総合計	420	343	347	354	349	358	△62 (△14.8%)